第3 外部監査の結果及び意見

1 使用料収入及び手数料収入

(1) 概要

ア 使用料収入及び手数料収入は授業料、入学料及び入学検定料が主である。

授業料については、貸倒れはほとんどなく、未収で回収が滞ったものもない。

授業料等の減免の状況は、第2 外部監査対象の概要 (6) 授業料等 ウ 授業料等の減免状況で述べている。

学生寮はキャンパスの南にあり、定員は、96 名である。新入学生は男女各 22 人の入寮が可能であり、冷暖房完備の個室で、寮費は 5,900 円 (光熱水費は別途実費徴収する。)である。通常、食事は大学の学生食堂を利用するが、補食室で簡単な調理は可能である。なお、学生寮に入居できる期間は原則最長 2 年間である。

学内には、広島市立大学の後援会により食堂・喫茶、売店及び自動販売機等が設置されている。

学生・教職員が利用する広島市立大学駐車場は、平成18年10月から有料となり、現在の収容台数は631台である。

温土 3	年間の教育	(古田料川) λ	及び手数料収	λの堆段
ᄪᆇᇬ		コマノハクキリスノハ	、/乂(ハーナセス・ディリス)	ハリガモがター

到日存	与). 夕	平成20年度	平成19年度	平成18年度
科目名	歳入名	決算額(千円)	決算額(千円)	決算額(千円)
教育使用料	大学授業料	889,596	885,273	861,456
教育使用料	大学院授業料	149,555	154,980	165,696
教育使用料	大学入学料	160,120	153,112	157,723
教育使用料	大学院入学料	38,211	42,018	32,853
教育使用料	公開講座受講料	3,322	3,420	2,016
教育使用料	学生寮使用料	6,295	6,525	6,525
教育使用料	目的外使用に係る施設使用料	485	409	474
教育使用料	駐車場使用料	5,393	5,858	3,132
教育使用料(計)		1,252,977	1,251,595	1,229,875
教育手数料	大学検定料	33,598	28,619	28,254
教育手数料	大学院入学検定料	4,890	4,530	4,110
教育手数料	成績証明等手数料	192	187	153
教育手数料	学位論文審査手数料	-	57	57
教育手数料(計)		38,680	33,393	32,574

イ 監査手続

- (ア) 教育使用料に係る事務手続が適正に実施されているかを検証するため、平成20年度の教育使用料の納入手続につき、調定書等の関係証票を閲覧するとともに、担当部署へのヒアリングを行った。
- (イ) 行政財産の目的外使用許可について行政財産使用許可申請書と照合し、使用料の有無 や使用行為の妥当性を確認した。
- (ウ) 学生寮の入居率、近隣の民間賃貸住宅賃料相場との比較を行った。

- (I) 広島市立大学駐車場条例及び施行規則、管理台帳等を閲覧した。
- (オ) 大学構内の駐車場及びその周辺を視察した。

(2) 監査の結果

行政財産使用許可書

広島市立大学の後援会は広島市の行政財産を無償で使用し、食堂・喫茶、売店、自動販売機等の設置を業者と経営委託契約を交わし収益事業を行っている。広島市が後援会に対して交付した行政財産使用許可書では、「平成21年1月13日付けで申請のありました本市行政財産の使用については、次の条件をつけて許可します。」とあり、以下「2 使用者は、許可物件を、自動販売機等(20件:内訳は別紙のとおり(注1))の設置を目的として使用しなければならない。4 使用料は免除する。8 使用者は、許可物件に付帯する電気、水道、ガス、電話等の諸設備を使用する場合には、市の算定する額の使用料金を負担しなければならない。」と規定されている。この規定により、使用者は、「許可物件に付帯する電気、水道、ガス、電話等の諸設備を使用する場合には、市の算定する額の使用料金を負担しなければならない。」のであるが、広島市は自動販売機以外の食堂・喫茶及び売店等に係る電気、水道、ガス等の使用料を後援会から徴収していない。これらは本来、行政財産使用許可書にしたがって徴収すべきである。学生に対し、安価に食事、文具、書籍等を提供するために、食堂・喫茶及び売店等の電気、水道、ガス等の使用料を徴収していないとのことであるが、そうであれば行政財産使用許可書に自動販売機以外の食堂・喫茶及び売店等に係る電気、水道、ガス等の使用料は徴収しない旨の規定をすべきである。

(注1)許可書の別紙に食堂・喫茶、売店、自動販売機等の台数の記載された明細が添付されている。

(3) 監査の意見

ア 授業料の減免

「広島市立大学の入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料の減免に関する要綱」(以下「要綱」という。)第11条では「経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生については、前期又は後期に係る授業料の全額、半額又は4分の1に相当する額を免除することができる。」とし、「広島市立大学の授業料の減免に関する取扱要領」では、授業料の1/4免除の場合に求められる成績要件は、日本学生支援機構・第二種奨学金の成績基準に相当する成績であることとなっている。日本学生支援機構・第二種奨学金の成績基準は「成績が平均水準以上」であるとしており、学生に配布している授業料減免基準にも同様の記載がある。

そこで、ある年度の授業料の 1/4 免除者の成績要件を実査したところ、成績順位で上位 1/2 以上に該当しない学生が 20 名弱いた。要綱では、学業優秀と認められる学生とされて いることからすれば、成績の方は「平均水準以上」の許容範囲が広いことに疑問を感じ、「広島市立大学の授業料の減免に関する取扱要領の運用基準について」の「第 5 学業・成績に関する取扱い」(以下「【取扱い】」という。)を見ると、

- 1 日本学生支援機構の第二種奨学金の成績基準に相当する成績として、
 - (1) 2 年次以上の学生

減免を受けようとする学期の前の学期までにおいて、修業年限内で卒業(修了)するのに必要な単位を履修・習得(大学院にあっては所定の研究報告等を含む。)していること。ただし、休学及び正当な事由によって履修・習得していない場合はこの限りではない。

(2) 1年次以上の学生(編入学年次を含む。) 入学した日が属する学期においては、相当するものとみなす。 入学後2回目の学期は、(1)による。

と定められており、【取扱い】上は、入学した期の前期は、全員が授業料の 1/4 免除者となる成績要件該当者で、それ以降の学期は修業年限内で卒業(修了)するのに必要な単位を履修・習得しておれば、授業料の 1/4 免除者となる成績要件該当者とすることができるようであった。

このような【取扱い】があることから、実際の運用上、1/4 免除者に成績基準は不要としているように思えるが、大学側からは、あくまで、第二種奨学金の成績基準に相当する成績「平均水準以上」という成績基準に従った運営を行っているとの説明を受けた。

なお、経済的要件は、次のいずれかに該当することとしている。

当該年度の市町村民税が非課税の世帯

当該年度の所得割が非課税で、前年度の市町村民税が非課税の世帯

当該年度の所得割が非課税で、母子・父子世帯

経済的要件については、成績がいくら上位でも、少額であろうと所得割がある限りは、 1/4 免除から除外している。

このような現状の授業料の 1/4 免除の運用について以下のような意見を述べたい。

まず、第一に成績要件は、成績は上位 1/2 以上として、半額免除と同様に学内での成績順位で決めるべきである。そもそも有利子の貸付けであり、利子を支払い将来返済しなければならない日本学生支援機構の第二種奨学金と、授業料の免除を同様に考えるべきではない。奨学金ではなく、あくまで要綱でいう学業優秀と認められる学生に対して授業料を免除するものであり、半額免除の成績である上位 1/3 以内までが、学業優秀との見方もできようが、1/4 免除の場合は、学業優秀の範囲をせめて成績で上位 1/2 以上までにすべきである。その方が学生の勉学の励みになり、授業料免除の本来の趣旨に合うと考えられる。また、いくら成績基準を要件としていても、運用上、経済的要件が満たされれば、ほぼ、100%授業料の 1/4 免除が適用されている実態からすれば、あくまで、不要な経費を削減することを前提として、経済的要件のみで授業料の 1/4 免除を適用することも検討する余地があると考える。

第二に、成績順位が上位であっても、市町村民税の所得割を少額でも支払っておれば、 経済的要件が満たされないとして 1/4 免除の対象外にしているが、成績順位の上位者に対 しては、経済的要件を緩和することも検討してもいいのではないかと考える。

イ 学生寮の使用料

広島市は学生寮の使用料として、1室につき現在月 5,900 円徴収している。これは国立大学の寮費をベースにして決定されている。因みに建築コスト及び年間維持費の回収の観点から計算してみると、1室当たり月約 1万 9,000 円となる。学生寮は、通学圏外の学生等の便宜のために設置されていることから、他の国公立大学等の学生寮家賃を必ずしも斟酌する必要はないと考える。今後公立大学法人化するに当たっては独立採算の観点から使用料の金額設定を考慮する必要がある。学生にできるだけ安く提供するという考え方も理解できなくもないが、経済的苦学生に対しては、減免で対応することができる。

ウ 後援会への財産の使用許可について

広島市は後援会に行政財産を無償で使用させ、後援会が食堂・喫茶、売店及び自動販売機等の設置(以下「食堂等」という。)を業者と経営委託契約を交わし収益事業を行っている。後援会に無償で広島市の財産を使用させ、収益事業を行わせてきたのは、大学設立当初学生等の福利厚生を考えるに当たって後援会を通して食堂等を業者に経営委託せざるを得ない状況があったとのことである。採算性を求められる公立大学法人化に向けては、広島市立大学が直接業者と契約を交わす方式を検討してもいいのではないかと考える。

エ 駐車場の管理

学生・教職員が利用する広島市立大学駐車場は、受益者負担の原則に立って、平成18年10月から有料となった。駐車場使用料は半年3,500円、1か月1,000円である。

駐車場有料化は、広島市の財政面での効果と自動車利用者の低減による環境面での効果がある。しかし、有料にした結果、有料駐車場のスペースは十分にあるにもかかわらず、有料駐車場を利用せず、無料である外来者駐車場や、駐車場以外の場所へ駐車する学生・教員もいるようであり、広島市立大学へ往査した際に、しばしばルールを無視した駐車が見られた。大学側では、駐車禁止区域には、標識を設置し周知を図り、定期的に学内の取締りを実施し、不正駐車の排除に努めている。また、不正駐車の車両に対しては車止めで施錠し、解錠に当たっては誓約書を徴するなどの厳しい対応も行っている。しかし、なかなか改善が図れないようである。

不正駐車をなくすためには、巡回回数を増やすとか監視員を設けるなど取締りを強化する対策も考えられるが、コストのかかることであり、不正駐車はそもそも個人のモラルの問題なので、学生・教員に対する教育、指導を強化した上で、それでも違反する者に対しては利用制限などの厳重なペナルティーを導入することを検討すべきである。

2 財産貸付収入

(1) 概要

ア 概要

財産貸付収入は、土地建物貸付収入であり、広島市立大学教員住宅の使用料が主な収入

である。

広島市立大学は平成6年に開学した比較的新しい大学であり、全国から優秀な教員を集めるために、有料の教員住宅及び教員借上住宅を整備している。

過去3年間の財産貸付収入の推移

科日夕	造). 夕	平成20年度	平成19年度	平成18年度
科目名	歳入名	決算額(千円)	決算額(千円)	決算額(千円)
財産貸付収入	広島市立大学職員住宅貸料	53,634	55,157	48,593
財産貸付収入	土地賃料(市立大学)	1	-	-
財産貸付収入(計)		53,635	55,157	48,593

イ 監査手続

- (ア) 教員住宅、教員借上住宅の場所、使用料等の一覧表を入手し、使用料の算定方法が広 島市の規定に従っているか確認した。
- (1) 現在の使用料の算定方法を採用した根拠について、担当部署へのヒアリングを行った。

(2) 監査の結果

教員住宅(空き室の有効利用)について

現在、広島市立大学の教員に対して、広島市職員住宅貸与規則に基づき、広島市の所有する広島市立大学の住宅(以下「教員住宅」という。)か、借上住宅(民間住宅を広島市が借り上げ、教員に貸与する。)のいずれかを使用料を徴収して貸与している。

教員住宅は、平成6年に広島市が建設したものが13棟、平成7年に新築物件を広島市が購入したものが35棟、全部で48棟あり、取得価格は全体で13億8,576万円、1棟当たり平均取得価格は2,887万円である。平成21年12月1日現在、134名の教員が住宅貸与の制度を利用しているが、教員住宅には4棟の空き室がある(教員住宅に44名、借上住宅に90名が入居している。)。4棟のうち、2棟は平成20年4月から、1棟は平成20年10月から、1棟は平成21年4月から空き室である。現在の教員住宅で徴収している平均使用料(a)は、4万6,775円であり、借上住宅で徴収している平均使用料(b)は2万3,458円で、借上料の平均(c)は8万5,742円である。教員住宅に入居した場合の金額的な効果をこの平均値を用いて単純に計算すれば、1か月当たり(a)+(c)・(b)=10万9,059円、これに平成21年12月までの空き室であった月数(48)を掛けると、523万4,832円となる(なお、この計算では教員住宅取得価格は既に投資済み原価であり、空き室、入居のいずれでもその原価は発生しているので、考慮していない。)。

広島市立大学の担当部署では、入居希望者の意見を聴いて、教員住宅の空き室がある場合でも、借上住宅を選択することを認めているが、借上住宅を選択する教員がさらに増えれば、教員住宅の空き室が増え、広島市の負担するコストが増えることになる。現在の4棟の空き室で済まない可能性がある。特別な事情がない限り、教員住宅に空きがある場合は、借上料の発生しない教員住宅に入居することを優先させ、所有施設を効率的に利用すべきである。

(3) 監査の意見

教員住宅及び借上住宅の使用料の算出方法について

広島市立大学教員の借上住宅の使用料は、広島市職員住宅貸与規則に基づき国家公務員 宿舎法(昭和24年法律第117号)に定める有料宿舎の使用料の計算方法に準じて算定 している(ただし、算定された使用料が借上料の2割を下回る場合は、借上料の2割が使用料 となる。)。

平成21年11月現在、1か月当たりの広島市が貸主に支払う借上料の合計は771万6,800円、徴収している使用料の合計は211万1,190円であり、差引合計560万5,610円が1か月当たりに広島市が大学教員に対する住宅補助として負担する額である。1名当たりにすれば平均6万2,285円の負担である。また、1名当たりの最高負担額は、10万2,190円、最低は2万3,500円である(なお、平成11年度から大学の定める取扱方針で、借上料は、世帯者10万円、単身者8万5,000円を上限としており、現在の規定の最高負担額は、それぞれ8万円、6万8,000円であり、上記の最高負担額は上限を設ける以前の入居者なので、現在も上限の対象外としている。)。

借上料と使用料の差額は、会計上、人件費に含まれていないが、実質的には住宅手当と同様の人件費である。広島市の一般職員の住宅手当は、借家の場合、2万500円の範囲内とされており、広島市が厳しい財政状況を踏まえ、人件費の削減に取り組んでいる中で、現在の平均6万円を超える実質的な住宅手当が妥当な水準であるか疑問である。

教員住宅の場合でも、民間に賃貸した場合に得られる家賃収入と使用料の差額を実質的 な住宅手当として、同様の観点から使用料を見直すことも可能である。

現行の取扱いには、教員住宅、借上住宅のいずれにしても広島市の負担する額の妥当性 を検討するという観点が欠けていると思われる。広島市の財政状態や教員の給与水準、社 会一般の情勢への適合などを考慮し、広島市の適正な負担額を定め、その範囲内に支出を 抑えることができる住宅使用料算定方式に変更すべきである。

3 人件費

(1) 概要

ア 給料・手当及び退職手当

(ア) 給料・手当

広島市職員の給与は、基本給としての給料と諸手当(扶養手当など)からなっており、 その内容は、広島市人事委員会が毎年、広島市内の民間企業の給与実態を調査し、広島 市長がその結果などに基づく勧告を受けた後、国や地方公共団体の職員の給与などの実 情を考慮して決定している。

広島市立大学の教職員(非常勤職員等を含む。)の過去3年間の人件費決算額の推移は、 以下のとおりである。

(単位:千円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
報酬	128,652	131,942	133,074
給料	1,172,053	1,229,048	1,276,782
職員手当等	783,877	786,787	822,515
共済費	340,408	360,437	368,005
賃金	14,588	14,568	14,128
合計	2,439,580	2,522,783	2,614,507

職員手当等の内訳は、下記のとおりである。

(単位:千円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
地域手当	63,266	52,105	66,590
扶養手当	36,642	35,886	36,164
期末勤勉手当	547,641	557,993	568,339
通勤手当	27,453	28,146	28,914
管理職手当	20,473	18,900	18,868
特殊勤務手当 注1	44,560	47,605	47,912
時間外勤務手当 注 2	31,517	32,639	41,242
住居手当	8,942	9,010	10,027
児童手当	3,380	4,500	4,455
計	783,877	786,787	822,515

広島市立大学から入手した人件費決算調書より作成(単位未満切捨)

- 注 1 特殊勤務手当とは、大学の大学院において、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究等に従事する教授、准教授、講師及び助教に対して支給される手当である。
- 注 2 時間外勤務手当とは、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に支給される基準外給与である。

広島市立大学教員の時間外勤務は原則として命じないが、入学試験事務等を行う場合は、時間外勤務手当を支給して差し支えないとされている(教員の超過勤務について 昭和24年3月19日 発学第168号 各直轄学校長あて 事務次官通知)。

(イ) 退職手当

職員の人事交流を円滑にするため、国立大学法人や他の地方独立行政法人等の職員が、 退職手当を支給されないで引き続いて広島市の職員となった場合、前勤務先の在職期間 を通算することとなっている(職員の退職手当に関する条例第7条第5項)。

在職期間の通算規定は、国や地方公共団体相互間の人事交流の一環として、国や他の 地方公共団体にも設けられている。国から広島市職員となり再び国へ戻る場合、仮にそ れぞれの在職期間を引き継がないことにすると、職員にとって退職手当上著しく不利に なるためである。

例えば、国立大学法人での勤続年数 10 年の職員が、退職金を支給されないで広島市立大学の職員となり 10 年間勤務した後、定年を迎えて退職する場合に広島市立大学での勤務期間を 20 年として退職金を計算・支給するというものである。

なお、国立大学の法人化前は、国立大学の教員も国家公務員であったため、通算の対象となっており、平成16年の国立大学の法人化の際も、国立大学法人を通算の対象に加えていた。しかしながら、その後、通算規定を設けない国立大学法人も出てきたことなどを踏まえ、広島市では平成20年に、「国立大学法人等に使用される者で市長が認めるもの」と改正し、人事交流の一環として国立大学法人等から広島市職員となる場合で、その国立大学法人等にも通算規定がある場合に限って在職期間を通算することにしている。

イ 監査手続

(ア) 給料・手当

広島市職員名簿より大学常勤教職員を無作為に5名抽出し、平成20年度の各人の給料・手当について賃金台帳、給料表、各種手当の届出書、時間外勤務命令簿兼実施票、 勤務時間等報告書、支給明細書等関係する根拠資料を閲覧し、資料間の整合性を確認した。

教職員が出勤したときは自ら出勤簿に押印することとなっている(広島市職員出勤簿 取扱規程第5条)ため、平成21年度の事務局、国際学部、情報科学部、芸術学部の教 職員の出勤簿を閲覧し、教職員の勤務管理が適切に行われているかどうか確認した。

(イ) 報酬・賃金

報酬については、平成20年度の非常勤講師分室用名簿、報酬計算表、費目別支給明細書兼支給依頼書、口座振込支出内訳書を閲覧し、資料間の整合性を確認した。

賃金については、賃金支給明細、費目別支給明細書兼支給依頼書を閲覧し、資料間の 整合性を確認した。

(ウ) 退職手当

平成20年度に退職した教職員について退職手当計算書兼支給明細書を閲覧し、「職員の退職手当に関する条例」及び「職員の退職手当に関する条例施行規則」に従い、退職手当の算定が適切に行われているか検討した。

(2) 監査の結果

出勤簿の作成について

広島市職員出勤簿取扱規程第5条によると、職員は、出勤したときは、自ら出勤簿に押印しなければならないとされている。

事務局、国際学部、情報科学部及び芸術学部の出勤簿を閲覧したところ、4部門のうち 事務局以外の国際学部、情報科学部及び芸術学部において平成21年4月以降約半年間全 く出勤印が押印されていなかった。

出勤簿に押印は行われていないが、出勤状況を把握するために、各教員からの年次休暇届け、公出張申請書等の諸届けを学部分室を経由して学部運営課に提出させ、学部運営課はその届出資料を毎日パソコン入力し、エクセルデータ(「・・・学部教員スケジュール」(以下「スケジュール」という。))にて出勤状況を管理している。

スケジュールによる管理は、学内にいるかどうかを積極的に確認するものでなく、諸届けが提出されていないので、学内に出勤しているであろうと推測する消極的な管理と言わざるを得ない。

出勤簿は自ら押印することにより出勤の事実を明確にし、給与計算の基礎となる重要な 資料であることを考えれば、「広島市職員出勤簿取扱規程」の遵守が必要である。

(3) 監査の意見

ア 入試手当について

広島市立大学教員の給与は一般職の職員の給与に関する条例に基づき支払っているが、 入試関連業務(入試問題の作成や入試の採点、試験監督等)に関する手当の支給について の定めがないため、時間外勤務手当として支給している。

具体的には、入試関連業務の手当については、業務内容ごとに一定の支給基準額が定められており、その支給基準額を教員別の給与額における時間単価で除した時間を時間外勤務時間とし、時間外勤務手当として支給されている。

入試業務に手当を支給することに異論はないが、現行のような方式で時間外勤務手当として支給するのではなく、入試手当の定めを設け、入試手当として支給する方が、実態に即し、かつ、事務処理も効率化できる。公立大学法人化に向けて検討すべきである。

イ 退職手当について

平成20年度の退職者は教員4名であった。そのうち1名については広島市立大学開学(平成6年4月)以前の勤務期間が退職金の計算期間に含まれていた。

国や他の地方公共団体の職員が広島市の職員となった場合に、前勤務先において退職手 当の支給を受けていない場合、広島市の退職手当の計算上は前勤務先での在職期間が勤続 期間に通算される(職員の退職手当に関する条例第7条第5項)。

この規定は、国や地方公共団体相互間の人事交流の一環として設けられているものであり、国等の職員が広島市の職員となり、再び国等へ戻る場合がほとんどであるとのことだが、退職時期が広島市であった場合は、前職の勤続期間を含めたその全額を広島市が負担することとなる。前職が広島市とは何ら関係ない場合にまで前職の在職期間に係る退職手当を広島市が負担することには疑問がある。

公立大学法人化に向けて退職金相当額を在籍期間に応じて異動元と異動先が合理的に負担することが望ましいと考える。

4 旅費交通費

(1) 概要

ア 旅費交通費

旅費とは、職員等が、公務により旅行するときに必要となる交通費、宿泊料等の経費に 充てるために支給する費用である。

その性格は実費弁償の一種であるが、旅行者が実際に必要とする費用を支給するのではなく、条例等に基づき「最も経済的な通常の経路及び方法」により標準的な実費額を計算し支給する方式を採用している。

広島市における旅費については「広島市職員等の旅費に関する条例」、「広島市職員等の 旅費に関する条例施行規則」、「広島市職員等の旅費に関する条例の運用について」等が適 用される。

業務上旅行の必要が生じた場合には、旅行予定者が公費出張申請書及び旅行命令(変更) 兼旅費明細書等を作成し、旅行命令権者の承認を得る。

旅行が完了した後に、旅行命令(変更)書兼旅費明細書に必要事項を記入のうえ領収証 を添付し、旅行命令権者の承認を得て、旅費の精算を行う。

イ 監査手続

研究旅費について、支給及び精算手続に関する事務手続について担当部署にヒアリング し、その手続どおりの出張や旅費精算されているかを確認するため、平成21年度の研究 旅費について、各学部ごとの旅費の支出を裏付ける旅行命令(変更)書兼旅費明細書、領 収証、公費出張申請書、旅行命令に対する復命書を閲覧した。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

旅費の計算方法の改善について

広島市立大学の教職員に支給する旅費は、広島市職員等の旅費に関する条例等に基づき 「最も経済的な通常の経路及び方法」によって計算された標準的な旅費額と、実支出額を 比較して、安価な額により支給している。

「最も経済的な通常の経路及び方法」は、「旅費の手引」に記載されており、記載されて いない都市への経路については給与課に確認している。

広島市立大学では広島市の他部局と比べ教員の学会の出席や現地調査など出張件数が多く、出張先も様々で予定の変更もあることからほとんどの旅費は事後払いにより行われている。

広島市立大学教員の旅費支払に係る旅費明細書を確認したところ、複雑な経路による出張や標準的な経路と異なる経路による出張のケースが見受けられた。また、近年のJR料金の多様化などから実支出額に係る経路及び料金の検証に時間を要する事務処理を行っていた。

より効率的な事務処理を行うために、実支払額の経路及び料金の検証を簡素化するなど 事務処理時間を軽減することが公立大学法人化に向けて望ましいと考える。

5 研究費

(1) 概要

ア 研究費予算額の推移

研究費予算額の推移

(単位:千円)

区分	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	12年度	13年度	1 4 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
国際学部教員研究費	73,498	69,088	62,179	49,720	38,284	29,754	24,994	24,994	24,994
情報科学部教員研究費	150,454	141,427	127,284	95,101	59,956	46,597	39,142	44,571	45,389
情報処理センター教員研究費	2,240	2,106	1,895	1,416	1,252	973	818	818	0
芸術学部教員研究費	53,131	49,943	44,948	36,965	28,463	22,121	18,582	18,582	18,582
学部研究費計	279,323	262,564	236,306	183,202	127,955	99,445	83,536	88,965	88,965
平成12年度に対する割合	1.000	0.940	0.846	0.656	0.458	0.356	0.299	0.319	0.319

上表は、平成12年度から平成20年度までの教員研究費予算額の推移である。平成12年度から年々減少を続け、平成18年度に最も減少し、平成19年度に若干増加しているが、平成12年度を1.00とした場合、平成20年度は0.319と大幅な減少となっている。

研究費予算の教員等への個別配分の方法は学部ごとに異なっており、学部別の配分方法は以下のとおりである。

• 国際学部

学部教員研究費の全体予算額から共通経費(事務室臨時職員賃金、複写サービス料等)を差し引いた額の 90%を基礎研究、10%を運用研究費とし、運用研究費を各教員に傾斜配分する。

· 情報科学部

学部教員研究費の全体予算額から共通経費(事務室臨時職員賃金、共同研究会経費) 旅費、共同研究プロジェクト経費を差し引いた額を基礎配分額及び傾斜配分額として、 各研究室に配分する。

· 芸術学部

学部教員研究費の全体予算額から共通経費(事務室臨時職員賃金、学部電話料金、学部国際交流経費)を差し引いた額を各教員に傾斜配分する。

平成20年度の各学部の平均配分実績額は、以下のようになっている。

・国際学部 350 千円 (1人当たり) 左の内数で旅費 170 千円

・情報科学部 1,089 千円 (1 研究室当たり) 左の内数で旅費 160 千円

・芸術学部 480 千円 (1人当たり) 左の内数で旅費 184 千円

イ 監査手続

- (ア) 物品購入については、物品購入に関する事務手続を担当部署にヒアリングし、その手続とおりの購入がなされているかを確認するため、各学部の平成21年度の研究費(物品購入)について「支出負担行為」、「物品購入・修繕領収書」などの支出関係書類を閲覧した。
- (イ) 予算額と執行額の状況把握を確認するため、教員に執行状況を通知するために大学独 自で使用している「研究費執行状況通知システム」から出力された「研究費予算執行履 歴」を閲覧した。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

ア 研究費(物品購入)の検収者印について

広島市立大学教員が研究目的で物品購入を依頼する場合は、教員から学部運営課分室(以下「分室」という。)へ物品の購入依頼がなされ、学部運営課又は分室より発注手続が行われる。業者から物品が納入された時点で、納入された物品と「物品購入・修繕領収書」等との照合・検収が行われる。その際、「物品購入・修繕領収書」には実際に検収した分室職員の押印はされず、検収者と定められた総務課の職員が押印している。

実質的に検収処理はなされているので、この点に問題はないが、検収印が形式的なものとなっているため、責任の所在を明確にする上では、分室において実際検収する者が押印し、学部運営課や総務課の照合と承認がなされた伝票を基に支払手続をされることが望ましいと考える。公立大学法人化に向けて検討することが望まれる。

イ 個別配分枠を超える研究費の執行額について

研究費予算は、学部ごとに総額が設定され、各学部において教員個人別や研究室単位で配分し執行している。予算の執行状況について関連資料を閲覧したところ、教員個人や研究室単位では執行額が配分枠を超過しているケースが散見された。現在の財務システムでは個人ごとの研究費の執行管理ができないため、事務局職員が手作業で研究費の執行状況を研究費執行状況通知システムに入力し教員へ通知しているが、研究費執行情報にタイムラグが生じ、結果的に配分枠を超過するケースが生じているようである。また、個別の執行額が配分枠を超過しても学部研究費総額が予算を下回っていれば、特に問題とされていない。

公立大学法人化の際には、個人研究費の執行管理が徹底され、配分枠の超過が発生しないシステムを整備する必要があると考えられる。

6 資産管理

(1) 概要

ア 備品の管理

(ア) 備品購入の状況

一般的に大学を維持・運営するためには、教育研究活動に必要な施設設備として土地・建物等及び学校の事務に必要な備品と学校の教育研究に必要な備品を必ず保有しておかなければならない。土地・建物等は設立時に取得したならば、その後大幅な増改築等がない限り毎年大きな増減はない。これに対し、備品は毎年必ず購入される。過去 5 年間に取得したものの取得価額の合計は、下表に示すように、毎年 1 億円前後ある。

各年度の備品の取得価額の合計額

年度	取得価額(千円)
平成 16 年度	90,650
平成 17 年度	106,011
平成 18 年度	90,417
平成 19 年度	106,565
平成 20 年度	101,867

したがって、資産の中の備品について、購入から廃棄までの管理状況 (購入、保管、 廃棄等)を調査した。

(イ) 購入・登録プロセスの概要

a 規則

広島市立大学の備品管理については、「広島市物品管理規則(昭和44年11月10日規則第64号)」(以下「規則」という。)に従うことになる。この規則において、物品は備品、消耗品、原材料及び雑品に分類され(規則第3条)、一品の取得価額が2万円以上のものを備品とし、2万円未満のものを消耗品としている(これは別途規定されている。)。また、物品の取得、管理及び処分に関しては、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めによる(規則第1条)。なお、購入・廃棄の事務手順や登録方法などの具体的な処理については、物品管理の実務手引書である「物品管理事務の手引」(以下「手引」という。)に定めている。

b 購入・登録のプロセス

広島市立大学においては、研究に必要な備品について、各教員からの購入依頼に基づき、事務局が備品購入を行う。

備品購入後、事務局は備品管理サブシステムに備品登録処理を行う。情報システム上の更新処理を行い、備品台帳マスターの記録整理が終了した後、登録した備品に係る異動リスト及び備品整理票(品名と整理Noを記載したもの)が出力され、事務局に送付される。事務局は、備品整理票を受領した後、透明シールカバーにより備品整理票を貼

付する。このことにより備品情報と備品の現物が整理Noによって関係付けられる。

(ウ) 現物との照合

規則第17条第2項には、「各課長は、物品出納員、区物品出納員、物品分任出納員又は区物品分任出納員及び物品を使用する職員が保管する物品について、毎年度1回以上、その保管状況を調査しなければならない。」と規定されており、具体的な調査方法については、手引「第9 備品の照合事務 2 備品の照合結果報告」において、「年2回(1月と7月に依頼)会計室(課)から各主管課ごとに課別所有状況を送付しますので、各主管課で保管している旧課別所有状況及び異動リストを差し替えます。その際、新課別所有状況の記載内容と現有備品との照合を行い、その結果を所定の備品照合結果報告書により会計室(課)に報告します。」と定められており、現物との照合を求めている。

(I) 廃棄

規則第30条第1項には、「各課長は、物品出納員若しくは物品分任出納員又は区物品出納員若しくは区物品分任出納員が保管する物品のうちに不用と認める物品があるときは、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる物品として不用の決定をしなければならない。

- (1) 保管転換、統合等他に転活用できる場合 貯蔵物品
- (2) 売払が適当な場合 売払物品
- (3) 廃棄が適当な場合 廃棄物品」

とあり、物品の不用決定に関する規定がある。

広島市立大学においては、研究用の備品を廃棄しようとする場合、当該物品の使用者から提出される「備品廃棄願」に基づき、事務局が「物品処理票」を作成し廃棄処理される。

イ その他の資産管理

学校事務に限らず一般的に組織を運営してゆくためには、現金や預金及び金券等の現金同等物が必要であり、また何らかの形でこれらを受け取ることもあるので、これらが存在すればその管理が要求される。したがって、まずこれらが存在するのか、また存在するのであればどう管理されているのかについて確認する必要がある。

ウ 監査手続

(ア) 備品の管理

a 購入関連書類の閲覧

平成20年度中に購入した10万円以上の備品を記載した備品台帳を入手し、この中から50万円以上のもの(20件)について、購入関連書類を閲覧した。

b 現物との照合

パーソナルコンピュータの備品台帳を入手し、その中から平成7年度以前に取得した

ものすべてについて、現在どういう状況にあるか(現物の有無や使用か未使用かという 状態)について調査した。パーソナルコンピュータを選んだ理由は、移動が容易で、ま た機能的に陳腐化しやすく、ライフサイクルが他の備品と比較して短いことから、管理 には注意を要するためである。また、平成7年度以前のものを選んだ理由は、平成6年 度の開学から既に15年経過しており、機能的に耐用年数を越えていると思われるパー ソナルコンピュータが現在どうなっているかを確認する必要があったためである。

調査の方法は、事務局がパーソナルコンピュータの使用者に問い合わせるという方法 に加え、監査人もそのうちの数件について現物と照合する方法を採った。

なお、事務局からの回答は以下のとおりである。

パーソナルコンピュータの状態別の件数と金額

現在の状態	件数	取得価額	
現在の小窓	(件)	(千円)	
使用中	5	2,631	
未使用	24	33,410	
修理予定	1	543	
廃棄申請中	2	5,434	
調査中	58	31,704	
不明	2	1,070	

上記の中から、監査人が使用中のもの2件、未使用のもの5件照合し、現物があることと、現在の状態を確認した。その結果は、事務局からの回答どおりの状況であった。

c 廃棄関連書類の閲覧と運用状況の検討

平成20年度中に廃棄したすべての備品を記載した備品台帳を入手し、この中から50万円以上のもの(5件)を抽出し、これらを閲覧し廃棄関連書類に不備はないか検討し、また、廃棄処理の運用状況を検討した。

(イ) その他の資産管理

事務室内にある金庫に着目し、担当者立会いのもと、金庫内に何があるかを調査した。

(2) 監査の結果

ア 物品管理

(7) 照合

広島市においては、「広島市物品管理規則」及び物品管理の実務手引書である「物品管理事務の手引」に基づき、年2回、会計室(課)から各主管課に送付される備品の課別 所有状況の記載内容と現有備品との照合を行うこととなっている。

しかし、このたび平成6年度から平成7年度までに取得したパーソナルコンピュータ について、課別所有状況と現有備品との照合調査を行ったところ、調査対象92台のう ち、確認できたもの30台、所在不明2台、調査中58台、廃棄処理中2台であった。

これは、広島市立大学には多数の備品がある上、保管場所が広く、照合に日時を要することに加え、開学当初に購入した備品について、使用場所及び使用者が課別所有状況に記載されていないことから、照合が困難であることが理由であるが、本来台帳に記載している備品はすべて実在しているというのが本来の姿である。

今後、定期的・計画的に現有備品と台帳を照合し、ある期間調査をしても現有備品が確認できない備品は、台帳から除くか所在不明備品として別管理すべきである。

(イ) 廃棄関連書類の閲覧と運用状況の検討

現在、広島市立大学においては、研究用の備品を廃棄しようとする場合、使用者が廃棄理由を付記して提出する「備品廃棄願」に基づき廃棄処理している。修理不能なもの、又は新規備品購入により旧式の備品を全く使用しないということが確実なものを廃棄する理由としており、所在不明の備品については廃棄処理されていない。また、長年未使用となっていると思われるような備品も廃棄処理されていない。

今後、長年未使用となっている物品で使用見込みがないものがあれば、不用の決定(他課への保管転換、 売払、 廃棄)を行うべきである。

イ 現金預金の管理について

(ア) 現金について

広島市立大学の金庫内には、慶弔用等の交際費現金や高速道路の通行料金に充てるための現金、科学研究費補助金や寄附金の管理口座として教員別に作成されている預金通帳から引き出された旅費の未渡金、講師謝礼に係る源泉徴収税預り金等の現金が保管されていた。

このうち、慶弔用等の交際費現金や高速道路の通行料金のための現金についてはそれぞれ現金出納簿が作成されているが、旅費の未渡現金や講師謝礼に係る源泉徴収税については現金出納簿による管理は行っていない。

現金の保管は盗難の危険があるため、現金出納簿等を作成し受払い管理を行うととも に、金庫内での保管はできるだけ短くするように工夫すべきである。

(イ) 預金・キャッシュカードについて

広島市立大学の金庫内に保管されている預金通帳・キャッシュカードは、科学研究費補助金や寄附金の管理口座として作成されている教員別のもの、現在使用していない旧学長名義のものなどであった。この主な原因は、過去の業務引継ぎがなされていないことに起因しているものと考えられる。現在使用していない預金通帳等については、解約処理等を行うべきである。公立大学法人への移行に際しては、金庫内の引継ぎも円滑に行われることが望まれる。

7 情報セキュリティ

(1) 概要

ア 概要

広島市の各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部に漏えい等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

また、庁内 LAN のようなネットワーク化された情報システムは、利便性をもたらす一方、 不正アクセス等による情報漏えいの危険性が、旧来の情報システムとは比べものにならな いほど高くなっている。

したがって、広島市が情報化を推進していく上で、これらの情報及び情報を取扱う情報 システムを様々な脅威から防御することは、市民のプライバシーを守るためにも、安定し た行政運営のためにも必要不可欠である。

このため、広島市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的として、広島市情報セキュリティポリシーを平成15年に定めた。

また、システム導入等に関し、国が示している指針等を参考にしながら、システム導入等における企画から、調達、設計・開発、運用・保守、評価までの一連のプロセスについて、一層の改善・標準化を図ることを目的として平成21年に広島市情報システムの導入等に関するガイドラインを定めた。

また、広島市立大学では、平成19年策定の広島市立大学改革実施計画の中で、情報セキュリティの強化として「個人情報の流出を防止し、学内の情報資産のセキュリティの確保を目指して、情報セキュリティポリシーを策定し、セキュリティ対策を強化・徹底する。」ことを記載している。

イ 監査手続

- (ア) 広島市情報セキュリティポリシーに従って、利用者 ID の登録、変更、抹消等の取扱 に関わる手続が定められているか、ネットワーク又は情報システムにアクセスする必要 あるいは変更が生じた場合、利用者 ID の登録又は権限の変更が適正に行われているか、 利用されていない ID が放置されてないかを確認した。
- (イ) 広島市情報セキュリティポリシーに従って、重要な情報資産について情報資産管理台帳、情報システム機器の管理台帳が作成されているか確認した。
- (ウ) 広島市情報セキュリティポリシー、広島市情報システムの導入等に関するガイドラインに従って、システムの運用保守の契約、業務委託に関する管理が適正に行われているかを検証するために、入札説明書、委託契約書、見積書、仕様書等の関係書類を閲覧し、担当部署へのヒアリングを行った。
- (I) 広島市情報セキュリティポリシーに従って、外部から内部のネットワーク又は情報システムにアクセスする場合の方針及び手続が定められているか確認した。

(オ) 特定の職員等しか取り扱えないデータについて、担当外の職員等が閲覧及び使用できないような措置が講じられているか確認した。

(2) 監査の結果

ア ユーザアカウントの管理について

広島市立大学情報サービスシステム上の情報を利用する際に、利用可能な個人を識別するためにユーザアカウント(ユーザ ID ともいう。)を設けている。広島市情報セキュリティポリシーによれば、「情報システム業務管理者は、利用者の登録状況を定期的に確認し、人事異動や退職によって不要となったユーザ ID を速やかに削除すること。」と定められており、広島市立大学内における事務処理要領では、教職員の在籍期間のみに与えられるものであるが、監査時点(平成21年10月30日)で教員10名、常勤職員12名及び臨時職員17名の人事異動者及び退職者に対するユーザアカウントが削除されていなかった。常勤職員については、平成21年4月1日以降の人事異動者のユーザアカウントが削除されてなかったが、臨時職員については、退職年月が様々であるが、定期的な人事異動がないために、相当期間削除されず放置されていたものもあった。

不要なユーザアカウントを放置すれば、機密情報の漏えいの大きな原因となり得るので、 広島市情報セキュリティポリシーに従った、適切なユーザアカウント管理を実施すべきで ある。

イ 情報資産や情報システム機器の台帳整備について

広島市情報セキュリティポリシーでは、情報資産の管理責任者においては情報資産の管理台帳の作成を、情報システム機器の管理責任者においては情報システム機器の台帳管理を行うことを求めている。しかし、広島市立大学ではこれらの台帳はまだ作成中であり、整備されていない。

これらの台帳は、広島市情報セキュリティポリシーを遵守するための基本的帳票であり、 早急に台帳を整備すべきである。

- ウ 広島市立大学情報ネットワークシステムの管理運用の外部委託に対する管理について 広島市立大学情報ネットワークシステム管理運用業務を継続して㈱日立製作所 中国支 社に委託しているが、仕様書、業務内容書及び委託契約約款に記載されている以下の事項 について、遵守されていなかった。
 - (ア) 仕様書には、受託者は業務を実施するために必要な従業員の氏名等を大学に届け出なければならないと記載されているが、平成17年4月1日に2名の届出がなされているが、それ以降は届出がなされていない。
 - (イ) 業務内容書には、常駐させる要員の責任者は、"The Foundation Certificate in IT Service Management"の有資格者を配置させることとなっており、さらに、常駐要員の運営管理業務遂行実績及び運営管理業務実施計画を具体的に記載し書面で提出することになっているが、責任者が"The Foundation Certificate in IT Service Management"

の有資格であることを確認した書類がなく、常駐要員の運営管理業務遂行実績も書面で 受理していない。

- (ウ) 業務内容書には、受託者の大学に対する報告事項として、以下を求めているが、報告 書が提出されていない。
 - a 情報処理センター実習室実態調査及び報告書の作成(年2回程度)
 - b ネットワーク利用実態調査及び報告書の作成(1回/月)
 - c 不正侵入検知装置により検知された通信の追跡調査及び報告書の作成(3回/月)
 - d 認証装置(VPN、ネットワーク認証)利用実態調査及び報告書の作成(1回/月)
 - e サーバ機器利用実態調査及び報告書の作成(年2回程度)

これらは、外部委託事業者の行うネットワークシステム管理運用業務の適正性を確保 するために、仕様書等で求められたものであるから、それが遵守されていない状況を放置していることは、外部委託事業者に対する管理上の重要な不備であり、管理体制を見直すべきである。

また、常駐者のうち1名は㈱日立製作所の社員ではなく、常駐者以外の臨時的に派遣されている者にも、㈱日立製作所以外の社員がいた。これらの社員は、他社から㈱日立製作所に派遣され、㈱日立製作所の指揮・監督のもと業務に従事しているとのことであった。

近年、複数の自治体において、情報システム関連業務の外部委託事業者から個人情報が漏洩する事案が発生し、その要因の一つとして、外部委託事業者がコスト削減のため受託業務の遂行に当たって再委託をしていることが挙げられている。再委託をしても情報セキュリティ上の問題がないことを確認すれば、つまり言い換えると、適切な管理をしていれば、再委託を無条件に禁止とする必要はないと考えられる。(広島市情報セキュリティポリシーにおいても、再委託先に、広島市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に定めている事項を遵守させることを条件に再委託を認めている(広島市情報セキュリティポリシー 5 業務委託セキュリティ (1) 業務委託に関する管理 イ)

本契約のケースも、再委託と同様に情報セキュリティ対策を講じるなどの対応が必要である。

(3) 監査の意見

広島市立大学情報ネットワークシステムの管理運用に対する外部委託の契約について 広島市立大学情報ネットワークシステム管理運用業務を継続して㈱日立製作所 中国支 社に委託しており、委託契約実績は以下のとおりである。

年度	予定価格(円)	契約金額(円)	契約の方法	入札者数
平成10年度	*	35,078,400	特命随契	
平成11年度	*	33,915,000	特命随契	
平成12年度	*	32,004,000	特命随契	
平成13年度	*	32,004,000	特命随契	
平成14年度	*	31,991,400	特命随契	
平成 1 5 年度	*	31,991,400	特命随契	
平成16年度	31,596,159	31,216,500	特命随契	
平成17年度	31,447,500	31,248,000	特命随契	
平成18年度	31,248,000	31,185,000	特命随契	
平成19年度	31,122,000	31,122,000	一般競争入札	1
平成20年度	31,122,000	31,122,000	一般競争入札	1
平成21年度	31,122,000	30,929,850	一般競争入札	1

^{「*」}については、過去の予定価格が保管されていなかったので、不明である。

平成18年度以前については、システム導入業者である㈱日立製作所 中国支社との特命随意契約により調達を行っており、平成19年度以降については、広島市の方針により一般競争入札での調達を行っている。しかし、一般競争入札後も㈱日立製作所 中国支社の1社応札で、落札率はほぼ毎年100%(平成21年3月落札分は99%となっている。)となっている。

このような結果(1社応札でかつ高落札率)になったことについて、大学側では特に正式な原因分析等は行っていないとのことであるが、システムの管理運用はシステムの導入業者や、過去に契約実績がありノウハウを持った者などが有利な面があり、一般競争入札をしてもこのような結果になることもある。

しかし、単にそれだけではなく、例えば、仕様書に付随している業務内容書に、「常駐させる要員については、広島市立大学情報ネットワークシステム機器一式を構成する主要ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークの運用管理実績を有していること。ただし、運用管理実績を有していなくとも、構築実績、当該技能を有し、広島市立大学が本委託業務を遂行可能と認めた場合はその限りでない。」といった、ただし書はあるが、内容が曖昧で、過去に契約した者が有利となるような厳しい実績要件があることや、業務内容書に記載している実施業務は多岐にわたり、求められる業務水準や業務量が予定価格に見合ったものかを判断しにくいといった面も1社応札の原因として考えられる。

従来の競争性のない随意契約から競争性のある一般競争入札へ移行したのであるから、 競争性を確保するために、この契約内容を精査し、応札者を増やし実質的な競争性を確保 するための改善方策を検討すべきである。

8 遊休地(広島市土地開発公社から大学用地として再取得予定)及び広島平和研究所

(1) 概要

ア 土地取得の経緯

(ア) 当初計画の概要

「広島市立大学(仮称)施設整備計画」(平成3年7月)(以下「整備計画」という。)によれば、設置場所は広島市安佐南区沼田町大字大塚地内(広島西部丘陵都市学術・研究団地)とされている。「整備計画」に記載されている設置場所は、広島市の中心地(中区紙屋町)から直線距離で約7kmに位置する西部丘陵都市学術・研究団地(アカデミック・リサーチパーク)であり、同団地は西部丘陵都市センターから約1km東部に位置している。

「整備計画」によれば、土地利用及び造成計画は次のようになっている。

a 校地造成

校地造成にあたっては、現況地形からみて次の方針により行う。

- (a) 校地の形状を東西方向に長くし、南向きの建物の配置を容易なものとする。
- (b) 校地の高低差が大きくならないようにする。
- (c) 景観への配慮を行うため、地形に対応した道路の線形整備や法面修景が可能なものとする。
- (d) 尾根筋周辺は、自然を生かした緑地とする。

b 土地利用

校地は、図8(59ページ)に示す土地利用及び造成計画とする。

土地利用は、校舎ゾーン、運動施設ゾーン、研究交流施設ゾーン及び福利厚生施設ゾーンに区分する。また、尾根筋は、自然地として活用する。

校舎ゾーン

校舎ゾーンは、大学の教育研究活動の中心的な場所であるとともに地域社会との接点として一般市民との交流の場でもある。したがって、大学を象徴するゾーンとするものとし、施設利用に当たって最も利便性が高く、校地の正面に位置する西の部分を校舎ゾーンとする。

主進入路は、人や車の流れから考えて、都市センター地区から大学に至る通学道路(キャンパス道路)に連続する西南部に配置する。

運動施設ゾーン

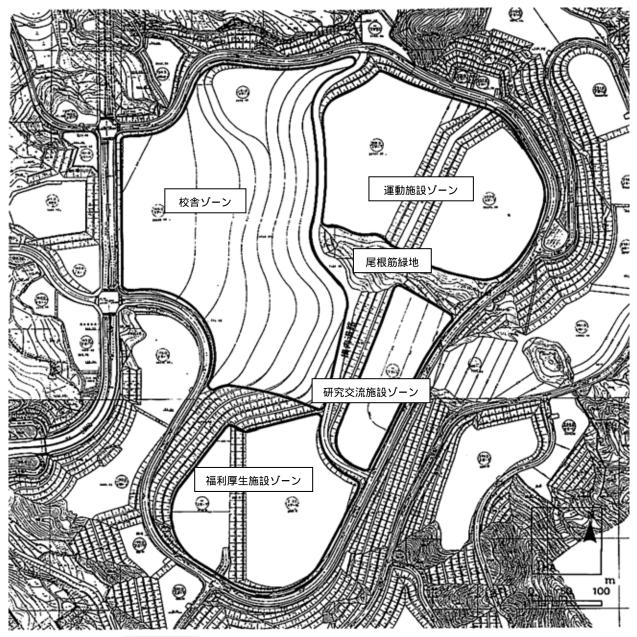
運動施設ゾーンは、大学における保健体育科目や課外体育活動を行う場であり、歓声、騒音等への配慮から、奥まった位置にあるとともに、平坦でまとまった用地を確保できる東北の部分を運動施設ゾーンとする。

研究交流施設ゾーンは、国内外の大学や企業研究所などからの利用が多いため、校舎ゾーンに接し、校地外周辺道路から直接進入することができる校舎ゾーンの東側に配置する。

福利厚生施設ゾーン 福利厚生施設ゾーンは、校舎ゾーンから離れている南の部分 に配置する。

自然地 校舎の中央に位置する尾根筋は、自然地として利用するもの とし、散策路等を設ける。

さらに、この「整備計画」の施設配置検討図によれば、「国際研究交流施設」を研究 交流施設ゾーンに配置し、福利厚生施設ゾーンの学生寮を除く東側部分は「多目的広場 用地」とされている。



校舎等用地部 128,800 級斜面部 97,700 小 計 226,500 尾根筋緑地 11,400 株 内 道 路 10,300 法 面 53,200

計

合

計画面積(m²)

301.400

図8 土地利用及び造成計画図

(注)図8は「広島市立大学(仮称)施設整備計画」(平成3年7月)より引用

(イ) 広島市土地開発公社に対する大学用地取得依頼

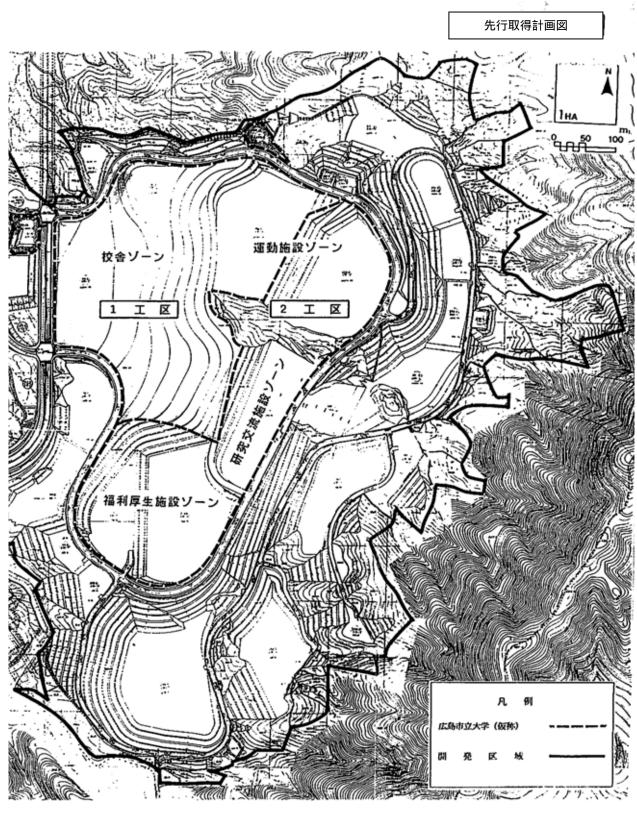
広島市土地開発公社は、「広島市立大学(仮称)建設事業用地の先行取得について(依頼)」(広企市第65号 平成4年12月18日)の依頼に基づき建設事業用地を先行取得している。

この先行取得を依頼された土地は次のようになっており、地図で示すと次ページのと おりである。

所在地		取得面積	取得時期	事業費
広島市安佐南区沼田町大字大塚地内	1 工区	153,500 m²	平成5年1月	92 億 1,815 万円
(広島西部丘陵都市学術・研究団地内)	2 工区	147,900 m²	平成5年6月	88 億 8,185 万円
	計	301,400 m²		181 億円

この広島市から広島市土地開発公社への事業用地先行取得の依頼は、企画関係者会議 (平成2年3月5日) 市長査定(平成4年5月22日) 総務委員会説明(平成4年6 月26日) 財産評価委員会(平成4年7月7日)を経て行われている。

なお、上記の面積は先行取得承認時の概算面積であり、実測による取得面積は、1 工 区 153,845.04 ㎡、2 工区 148,587.20 ㎡、合計 302,432.24 ㎡になっている。



(注)図は広島市より入手

(ウ) 広島市による再取得

広島市土地開発公社は昭和48年10月、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与するために必要となる土地の取得等を行うことを目的に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、広島市が全額出資して設立された法人である。同年11月5日、同公社から「債務保証契約の締結並びに覚書の取りかわしについて(依頼)」により広島市に対し協力依頼があり、広島市長の決裁を得て、同月8日付けで、広島市の依頼に基づき広島市土地開発公社が実施する公共用地等の取得等に係る業務の運営に係る必要な事項について覚書が取り交わされている。

当該覚書では、広島市土地開発公社が取得し、又は造成した土地を広島市に譲渡するときの価格の算出方法が定められている。その価格は、次のとの合計額になっている(覚書第5条)。

直接経費:土地の売買代金

地上物件等の移転に伴い支払った補償金

工事請負代金

測量、地質調査及び設計等に要した経費

その他、前各号に類する経費

間接経費:広島市土地開発公社が借り入れた事業資金に対する支払利息相当額事務費(直接経費に 7%を乗じて得た額を超えない範囲内で広島市と広島市土地開発公社が協議して定めた額)

広島市土地開発公社が広島市の依頼に基づき先行取得した土地は、上記 と の合計額で広島市が再取得することになる。

(I) 当初の再取得計画と実際の再取得

広島市土地開発公社が先行取得した事業用地は、当初の予定では平成9年度までに全 ての事業用地を再取得する予定であった。

民間からの取得	面積	平成 5 年度	平成8年度	平成9年度
1 工区	153,500 m²	153,500 m²	_	_
2 工区	147,900 m²	68,900 m²	43,000 m²	36,000 m²
合計	301,400 m²	222,400 m²	43,000 m²	36,000 m²

取得価額は用地費として 181 億円、金利 37 億 5,637 万円、合計 218 億 5,637 万円を 予定していた。広島市は起債 93 億 6,600 万円、一般財源 124 億 9,037 万円で再取得す る計画であった。

なお、上記の面積は前述したように、先行取得承認時の概算面積であり、実測による取得面積は、1 工区 153,845.04 ㎡、2 工区 148,587.20 ㎡、合計 302,432.24 ㎡である。広島市土地開発公社は、広島市からの依頼どおり平成 5 年 1 月に 1 工区を同年 6 月には 2 工区の事業用地を取得している。

しかしながら、広島市による再取得は次のとおりであり計画どおりには実行されなか

った。

平成5年3月再取得面積116,347.64 m²平成7年3月再取得面積109,690.00 m²合計226,037.64 m²

広島市土地開発公社が取得した事業用地 302,432.24 ㎡のうち、226,037.64 ㎡が再取得され、残り76,394.60 ㎡が広島市により再取得されず、現在も同公社が所有している。 再取得されていない場所は、2 工区の「国際研究交流施設用地」(40,575.24 ㎡)(61 ページ「先行取得計画図」の「研究交流施設ゾーン」)と「多目的広場用地」(35,819.36 ㎡)(61 ページ「先行取得計画図」の「福利厚生施設ゾーン」の東側部分)である。

(オ) 再取得が遅延した要因

再取得が遅延した要因を広島市立大学の担当部署にヒアリングしたところ、広島市の 財政状況が厳しいことなどから、施設整備を伴う具体的な利活用計画の策定に至らなか ったことが要因の一つであるとの回答であった。

ところで、地方公共団体は、地方自治法及び地方財政法により地方債(年度を超える長期の借入)の発行が制限されている。地方債を発行できる対象事業等は総務省が基準を定めており、平成21年度の基準では、大学施設については、対象事業の70%を借入れすることができることになっている。仮に50億円の土地の上に20億円の建物を建て、全額地方債の対象事業となる場合であれば、49億円((50億円+20億円)×70%)は地方債の発行が可能であるが、21億円は財源を確保することが必要になる。さらに、用地の取得については、原則として当該年度に施設の建設事業を行うもの及び用地の取得に併せて次年度に施設建設が確実に行われる見込みのあるものについて地方債の対象とされている。この例で、土地(50億円)の取得と同時及び次年度に、建物(20億円)の建設を確実に行う見込みがなく、土地の取得のみを行うのであれば、取得時に50億円の財源を確保することが必要になる。

イ 未利用地取得資金

(ア) 取得価額

広島市土地開発公社が取得した事業用地の取得と、広島市による再取得の状況を示す と次のようになる。

年月	摘要	面積	用地費金額(注)
平成 5 年 1 月	1 工区用地取得	153,845.04 m ²	8,769,167 千円
平成5年6月	2 工区用地取得	148,587.20 m²	8,406,767 千円
	合計	302,432.24 m ²	17,175,934 千円
平成5年3月	広島市による用地再取得	116,347.64 m²	6,631,815 千円
平成7年3月	同上	109,690.00 m ²	6,221,865 千円
	差引未再取得土地	76,394.60 m ²	4,322,254 千円

(注)千円未満は四捨五入している。

上記の用地費には支払利息は含まれていない。支払利息を含めた帳簿価額は以下のとおりであり、平成20年度末には、50億3.724万円になっている。

(単位:千円)

					<u> </u>
年度	面積			+	
		用地費	支払利息	合計	累計額
平成 5 年度	76,394.60 m ²	4,322,254	66,432	4,388,686	4,388,686
平成6年度	-	-	226,781	226,781	4,615,467
平成7年度	-	-	235,051	235,051	4,850,518
平成8年度	-	-	177,153	177,153	5,027,671
平成9年度~14年度	-	-	-	-	5,027,671
平成15年度	-	-	1,705	1,705	5,029,375
平成16年度	-	-	1,326	1,326	5,030,701
平成 1 7 年度	-	-	1,326		5,032,027
平成18年度	-	-	1,653	1,653	5,033,680
平成19年度	-	-	1,550	1,550	5,035,229
平成20年度	-	-	2,011	2,011	5,037,240

⁽注)金額は千円未満を四捨五入している。

なお、支払利息は平成9年度から平成14年度までは帳簿価額に加算されず、平成15年度以降は帳簿価額に加算している。これは、平成15年度の包括外部監査の結果として次のような指摘を受けており、その後、事務処理を改善したことにより支払利息を土地の帳簿価額に加算したものである。

「広島市からの短期借入金は年度ごとにいったん返済しており、次年度開始後同額を 再度、広島市から借り入れています。年度末の数日間にかかる広島市からの短期借入金 の一時返済にかかる資金は、市中金融機関から借り入れており、この期間の金利は事業 外経費として期間費用処理しています。

しかし、当該支払利息についても、資金の運用先は土地そのものであり、期間費用処理でなく土地の原価に含めるべきであり、当該処理を行わなければ、会計処理の整合性が確保できないと考えます。」(「平成15年度包括外部監査結果報告書」の概要について3ページより抜粋)

(イ) 広島市土地開発公社への無利息貸付け

広島市土地開発公社は、広島市立大学の事業用地取得資金 171 億 7,593 万円を市中金融機関 5 行から固定金利で借入れを行うことにより資金調達を行っていた。

借入年月日	年利率	借入金額	摘要
平成5年1月29日	5.200%	2,137,351 千円	市中金融機関 4 行
	4.625%	6,631,815 千円	同上
	計	8,769,166 千円	
平成5年7月12日	5.100%	8,406,764 千円	市中金融機関 5 行
	合計	17,175,930 千円	

これらの借入金の利払い日については、平成5年1月29日の借入は5月末、11月

末、平成5年7月12日の借入は4月末、10月末に支払う契約であった。広島市土地開発公社は、この支払利息の支払いを行うため、利息支払時に利息と同額の借入れを新たに行っていた。利息の支払いのため、このような借入れを繰り返した場合、借入金残高は複利で増加することになり、広島市による事業用地の再取得が遅延することにより借入金残高は急激に増加する可能性があった。

広島市が広島市土地開発公社から再取得していない事業用地は、2 工区の「国際研究交流施設用地」(40,575.24 ㎡)と「多目的広場用地」(35,819.36 ㎡)であり、これらの帳簿価額は平成8年度には50億2,767万円になっている。同公社は、市中金融機関に対し同額の借入金を行っており、広島市が平成8年度中に同公社に無利息貸付けを実行することにより同公社は市中金融機関に借入金を全額返済している。なお、広島市から同公社への無利息貸付けについては、短期貸付けであるため年度を超えて貸し付けることができない。このため、年度末には広島市土地開発公社が市中金融機関から短期資金を調達し、広島市に借入金を返済している。広島市土地開発公社は、年度末をはさむ一週間程度の借入れを市中金融機関から行い、その後再び広島市から無利息借入れを行うことにより、その市中金融機関からの借入金を返済している。

ところで、広島市が行っている約 50 億円の無利息貸付けは、広島市が支払準備金と 当面支払い予定のない剰余金とに区分し、保管している現金が原資となっている。この 支払準備金等は、定期預金等として運用していたものであり、これらの預金利息の利率 は、広島市が無利息貸付けを開始した平成8年度当時も現在も 1%に満たない水準であ る。仮に広島市が広島市土地開発公社に無利息貸付けを行わなかった場合、広島市土地 開発公社は上記の 4.625%から 5.2%の借入金利息の支払いを継続することが必要であっ た。広島市と広島市土地開発公社を一体で見た場合、広島市が無利息貸付けを実行した 結果、無利息貸付けを行わなかった場合と比較して、借入金利息の支払額と、預金利息 の受取額の差額だけ支出が減少したことになっている。

広島市は事業用地の再取得に際し、広島市土地開発公社が金融機関に支払った支払利息は、前述のように土地代金に加算することが義務付けられている。広島市土地開発公社が高金利で借入金を行っている場合、広島市の資金負担は増額することになり、広島市の財政を圧迫させる要因になってしまう。広島市が広島市土地開発公社に無利息貸付けを行い、同公社が市中金融機関の借入金を全額返済することは、高金利の借入金から低金利の借入金に借り換えが行われたと同様の効果が生じたことになる。

したがって、広島市が広島市土地開発公社に行っている無利息貸付けは、広島市の資金流出を減少させる行為であり、極めて合理的な経済行為であると判断できる。

ウ 未利用地利用方法の検討過程

未利用地の活用策について広島市立大学の担当部署にヒアリングしたところ、広島市立 大学内では「将来構想検討委員会」での検討や「広島市立大学のあり方検討報告書」(平成 18年3月)の提案を踏まえ、セミナーハウス機能を持った宿泊施設の整備や、市民や海 外からの教員・学生との協働作業空間ともなる創作・展示施設の整備などを検討してきた とのことであった。

また、広島市では、広島市土地開発公社の長期保有地について、平成16年3月に「土地開発公社長期保有地の取扱方針に関する検討会議」を設け、再取得の方法や時期の検討を行い、平成17年3月及び平成18年3月に「土地開発公社の長期保有地に関する取扱方針」を決定し公表している。

平成17年3月の「土地開発公社の長期保有地に関する取扱方針」では、

「国際研究交流施設及び多目的広場用地として市公社が先行取得したものであるが、現在、広島市立大学内部において卒業作品、市民芸術作品の屋外展示場等として利活用することを検討している。これに加えて、平成17年度には外部有識者等で構成する広島市立大学運営協議会において市立大学のあり方(将来計画)を検討することとしていることから、これらの検討状況を踏まえ、再取得方法・時期等を検討する。」とされている。

平成18年3月の「土地開発公社の長期保有地に関する取扱方針」では、

「市立大学用地のうち、学内通路を挟んで、北側の部分(傾斜地約 4ha)については、 交換留学生の受入施設の用地として、南側の部分(平地約 3.6ha)については、芸術学部工 房棟等の用地として、それぞれ利活用することを検討してきました。

しかし、外部有識者等で構成する市立大学運営協議会において、平成18年3月末まで に広島市立大学のあり方検討報告を取りまとめることとしています。

この広島市立大学のあり方検討報告を踏まえて、平成18年度を目途に当該用地の活用方針を決定し、平成19年度に基本計画、平成20年度に基本設計、平成21年度に実施設計を行うこととしており、今後、国と再取得財源の協議を進め、平成21年度までに、特例地方債の活用を視野に入れて再取得することを目指します。」

とされている。

その後、広島市は公社保有地ごとに、土地利用や事業化の見通し、再取得をするとした場合の財源や時期などを検討し、平成21年2月に、広島市土地開発公社の解散時期を含め、「土地開発公社の長期保有地に関する取扱方針」の再整理を行っている。

この新たな取扱方針において、市立大学用地は、

「当用地については、平成22年度の市立大学の法人化を踏まえて、その取扱いを引続き検討する。」

とされている。

前述のように、広島市立大学内部では大学の将来の充実・発展を見据えた施設の整備を検討しているが、広島市の厳しい財政状況等の要因から、活用方針を決定するまでには至っていない。

広島市の取扱方針も、「市立大学の法人化を踏まえて、その取扱いを引続き検討する。」

に留まっている。

エ 広島平和研究所の設置

(ア) 設置の経緯

広島平和研究所は、次のような経緯を経て設置が決定されている。

昭和56年5月	(財)広島平和文化センター第 1 回平和問題調査会において「国
	際的平和研究機関の誘致」を議題とすることを決定。
昭和57年6月	第2回国連軍縮特別総会において、市長が「平和と軍縮に関す
	る国際的な研究機関」を広島に設けるよう提唱。
昭和57年8月	平和記念式典での「平和宣言」において、市長が「平和と軍縮
	に関する国際的な研究機関」を広島に設けるよう提唱。
昭和58年12月	昭和59年度の国への要望事項として、国際的な平和研究機関
	の設置を取り上げる(以降平成元年12月まで要望)。
昭和59年5月	国立による国際的な平和研究機関の設置を検討するため(財)広
	島平和文化センター内に「平和関係施設調査研究委員会」を設置。
昭和60年3月	(財)広島平和文化センター理事会において、平和関係施設調査
	研究委員会から、「国立平和研究所広島設置の構想(案)」につい
	て報告。
昭和60年9月	平和関係施設調査研究委員会において昭和60年3月の報告の
	実現に向けワーキング・グループを編成することを決定。
昭和61年3月	平和関係施設調査研究委員会ワーキング・グループにより構想
	案を作成。
昭和62年8月	平和記念式典に出席した中曽根首相に対し「国際的な平和研究
	機関の設置」について要望。
昭和63年2月	第3回国連軍縮特別総会において、市長が「平和と軍縮に関す
	る国際的な研究機関」の広島設置を要望。
昭和63年8月	平和記念式典での「平和宣言」において、市長が「平和と軍縮
	に関する国際的な研究機関」を広島に設けるよう要請。
平成元年8月	平和記念式典での「平和宣言」において、市長が「平和と軍縮
	に関する国際的な研究機関」広島に設けるよう提唱。
平成2年5月	平和問題調査会、平和関係施設調査研究委員会ワーキング・グ
	ループ合同会議を開催、「平和に関する国際的な研究機関設置基
	本構想」案を策定。
平成2年8月	平和記念式典での「平和宣言」において、市長が「平和に関す
	る国際的な研究機関」の設立を推進することを宣言。
平成3年7月	広島市企画関係者会議において、平和に関する学術研究機能に
	ついては、(財)広島平和文化センターの拡充強化で対応すること

に決定。

平成3年7月 平和に関する学術研究機能を含む広島市立大学(仮称)基本構想を策定。

平成6年4月 広島市立大学開学。

平成6年9月 学内に国際平和研究所(仮称)設置のためのワーキング・グループを設置。

平成7年11月 ワーキング・グループにおいて「国際平和研究所(仮称)の設置準備へ向けて」を作成、学長に提出。

平成8年1月 国際平和研究所(仮称)設置準備委員会及び同専門委員会を設置し、第1回設置準備委員会開催。

平成8年4月 第2回設置準備委員会開催。

平成8年11月 第3回設置準備委員会(持ち回り形式)開催。

から12月

平成8年12月 第4回設置準備委員会開催。

平成9年7月 第5回設置準備委員会開催、基本構想取りまとめ。

平成10年2月 第6回設置準備委員会開催。

平成10年2月 広島平和研究所(仮称)基本構想策定。

「広島平和研究所(仮称)基本構想」(以下「基本構想」という。)によれば、広島平和研究所は広島市立大学の附置機関とするとされ、どの学部からも独立した全学的な組織とし、部局相当とするとされている。さらに、設置の時期は、広島市立大学の学部の完成年次を待って、大学院の開学に併せて設置することとし、平成10年4月を目標とするとされている。

設置場所については、「基本構想」によれば広島平和研究所を大学附置機関として設置する以上、設置の場所は広島市立大学の敷地内とすることが自然であるとしている。一方、研究所が単なる大学内の研究施設の地位に甘んずることなく、国の内外にその存在をアピールしてゆくためには、内外の関係者との交流機能に配慮して、広島市内の中心部に設置することも考えられるとしている。

「基本構想」では、設置場所を検討するためには、広島平和研究所を取り巻く中長期的な環境整備にも配慮する必要があるとし、次のような結論になっている。

「本学の置かれた大塚地区は「西風新都」構想の下、大規模開発が進められている地域の一部であり、今後とも都市機能の充実が期待できる。西風新都の大塚学研地区に本研究所を設置することは、広島市全体の都市機能整備計画の面からも望ましい選択である。

本研究所を取り巻く環境にも配慮すれば、市内中心部よりも本学敷地内に設置することが望ましいという結論に達する。」(「基本構想」10ページより抜粋)

しかしながら、設置時期との関係から、暫定的に市内中心部の民間ビル等の一部を賃借し開所するとしている。

「本研究所は現在、平成10年4月の設置を目標としている。しかし、本学の敷地内に恒久的な施設を整備することは設置予定の期日までには間に合わない。したがって、

暫定的に市内中心部の民間ビル等の一部を借り上げて開所し、本学敷地内の恒久施設の 完成を待って移転することとする。」(「基本構想」10ページより抜粋)

(イ) 維持費用の状況

大学院の開学に間に合わせるため、広島平和研究所は民間のテナントビルである広島 三井ビルを賃借し開所している。その後、平成16年7月に現在の大手町平和ビルに移 転している。担当者にヒアリングしたところ、この大手町平和ビルは広島市が一部所有 しており、賃借料等の支出を抑制する効果もあるとのことであった。

開所後平成20年度まで、両ビルへ3億3,115万円の賃借料を支払っている。

年度 物件名 賃借部分 摘要						
年度	物件名		<u> </u>	部分		摘要
				= /12	= /	
		面積	年間賃料	月額賃料	単価	
		(単位: m²)	(単位∶円)	(単位∶円)	(単位∶円/㎡)	
			(注:1)		(注:2)	
H10年度	広島三井ビル	696.52	32,253,372	2,687,781	3,859	
	同上	696.52	32,253,372	2,687,781	3,859	
	同上	696.52	32,253,372	2,687,781	3,859	
	同上	696.52	32,253,372	2,687,781	3,859	
	同上	696.52	32,253,372	2,687,781	3,859	
	同上	696.52	32,253,372	2,687,781	3,859	
	大手町平和ビル	776.94	29,604,924			平成16年7月に移転 (注:3)
	同上	776.94	27,006,612	2,250,551	2,897	
	同上	776.94	27,006,612	2,250,551	2,897	
H19年度	同上	776.94	27,006,612	2,250,551	2,897	
H20年度	同上	776.94	27,006,612	2,250,551	2,897	-
	合計		331,151,604			

- (注:1)管理費及び共益費並びに駐車場代は含めていない。
- (注:2)円未満は四捨五入している。
- (注:3)面積は移転後の大手町平和ビルであり、年間賃料は広島三井ビルとの合計額である。なお、 の内訳の記載は省略した。

ところで、大手町平和ビルの一部は広島市が所有しており、広島平和研究所は広島市 所有部分を使用している。このビルは、広島市中心部を南北に通過し広島電鉄宇品線が 通る国道 54 号線(通称「鯉城通り」)に面している。広島市役所は、大手町平和ビルと は「鯉城通り」を挟んで東側に位置している。大手町平和ビルは賃貸ビルとして立地条 件に恵まれており、広島平和研究所が使用しなかった場合には、第三者に賃貸すること も可能であったと思われる。

広島平和研究所が支払っている賃借料と同一の条件で賃貸を行った場合には、次のような賃貸料を獲得することが可能であったと考えられる。

広島市所有部分を賃貸した場合に得ることが期待できる賃貸	米斗

<u> </u>						
年度	物件名	広島市所有部分				摘要
				= x	= ×12	
		面積	賃借単価	賃貸した場合	賃貸した場合	
				の月額賃料	の年間賃料	
		(単位: m²)	(単位:円/m²)	(単位∶円)	(単位∶円)	
			(注:2)	(注:1)		
H10年度	広島三井ビル	0	3,859	0	0	
H11年度		0	3,859	0	0	
H12年度	同上	0	3,859	0	0	
	同上	0	3,859	0	0	
H14年度	同上	0	3,859	0	0	
	同上	0	3,859	0	0	
H16年度	大手町平和ビル	541.42	2,897	1,568,494	9,410,964	平成16年7月移転のため、 は6か月分として計算
H17年度	同上	541.42	2,897	1,568,494	18,821,928	
H18年度	1同上	541.42	2,897	1,568,494	18,821,928	
H19年度	同上	541.42	2,897	1,568,494	18,821,928	
H20年度	同上	541.42	2,897	1,568,494	18,821,928	
	合計				84,698,676	

(注:1)円未満は四捨五入している。

(注:2) 賃借単価は、69ページ表「賃借物件の賃借料」の 単価である。

広島市所有部分については賃借料の支払いを行うことは必要ではないが、賃貸を行った場合に獲得することが可能であったと考えられる、賃貸料収入(5年間で8,469万円)を断念していることに留意することが必要である。

なお、両ビルに支払った共益費等は次のとおりである。

両ビルに支払った共益費等

	こ文払りに共益貿:	ਰ		
年度	物件名			摘要
		年間	年間	
		管理費·共益費	駐車場代	
		(単位∶円)	(単位∶円)	
H10年度	広島三井ビル	10,354,320	478,800	
H11年度	同上	10,354,320	478,800	
H12年度	同上	10,354,320	478,800	
H13年度	同上	10,354,320	478,800	
H14年度	同上	10,354,320	478,800	
	同上	10,354,320	478,800	
H16年度	大手町平和ビル	9,767,706	209,700	平成16年7月に移転
H17年度	同上	8,996,928	120,000	
H18年度	同上	8,996,928	120,000	
H19年度	同上	8,996,928	120,000	
H20年度	同上	8,996,928	120,000	
	合計	107,881,338	3,562,500	

オ 未利用地の現況

(ア) 都市計画

広島市立大学の敷地(広島市土地開発公社が先行取得している未利用地を含む。)は、西風新都アカデミック・リサーチパーク地区に位置し、都市計画では「学術地区」に指定されている。平成21年7月に地区計画の変更が行われているが、広島市立大学周辺の「研究地区」が「研究複合地区」に変更されたにすぎない。広島市立大学の敷地は「学術地区」のままであり、地区計画の変更は行われていない。

「学術地区」では、建築物の用途は極めて厳しく制限され、次の建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならないとされている。

- 1 大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校
- 2 寄宿舎、共同住宅

- 3 公益上必要な建築物で以下のもの
 - ・公衆電話所
 - ・近隣に住居する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所
 - ・路線バスの停留所の上家
 - ・その他、特定の法律に基づいた施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの

(イ) 無償貸与と利用状況

平成5年3月に広島市による第1回目の再取得が行われたのち、平成5年6月25日 に広島市は広島市土地開発公社に「広島市立大学(仮称)建設事業用地の無償使用について(依頼)」(広企市第31号)を行い、同公社は同日付けで無償使用の承認を行っている。

これにより、広島市は広島市土地開発公社から再取得を行うまで、同公社が大学用地として取得した土地を無償で使用することが可能になっている。使用期間は、承認の日から広島市への売却の日までになっており、広島市が再取得しない場合であっても、広島市立大学は無償で使用し続けることが可能になっている。この無償使用に際して、広島市土地開発公社は、使用期間中の無償貸与した土地は、広島市が善良なる管理者の注意をもって使用することとし、一般住民に危害を加えることがないよう安全管理に十分留意し、万一危害を与えた場合は使用者の責任において完全な補償を行わなければならないという条件を付している。

広島市土地開発公社から無償貸与された土地は次のとおりである。

所在地	再取得	利用状況等
広島市安佐南区大塚町大字大塚字椎原 151-52	平成7年3月	学生寮
558-6	同上	同上
151-38	同上	第2駐車場
151-45	同上	トラック&フィールド
151-51	未了	多目的広場用地
151-9	同上	国際研究交流施設用地
151-37	平成7年3月	第1駐車場
151-47	未了	国際研究交流施設用地
151-48	同上	同上
151-49	同上	同上
448-2	同上	同上
450-2	同上	同上
529-2	同上	同上
535-1	同上	同上
558-1	同上	同上
558-7	同上	多目的広場用地

「多目的広場用地」は、芸術学部の学生の作品等の屋外展示場として利用されている。 しかし、その展示が行われている箇所は「多目的広場用地」のごく一部分であり、十分 利用されているとは言い難い状況にある。

(ウ) 土地の時価

(財)資産評価システム研究センターが公表している、未利用地に面した路線の固定資産税路線価は、25,700 円/㎡になっている。この固定資産税路線価を一平方メートル当りの時価として未利用地全体(76,394.60 ㎡)の時価を計算すると 19 億 6,334 万円になる。

25,700 円/m² × 76,394.60 m² = 1,963,341 千円 (千円未満四捨五入)

広島市土地開発公社における未利用地の帳簿価額は、50億3,724万円であり、時価が 帳簿価額を大きく下回っている。仮に固定資産税路線価25,700円/㎡で第三者に売却し た場合には、30億7,389万円の売却損が生じることになる。

カ 未利用地の今後の利用方法

前述のように、広島市は平成21年2月に、広島市土地開発公社の解散時期を含め、「土地開発公社の長期保有地に関する取扱方針」の再整理を行っている。しかし、そこで示されている新たな取扱方針では、「当用地については、平成22年度の市立大学の法人化を踏まえて、その取扱いを引続き検討する。」とされているにすぎない。

また、未利用地は広島市土地開発公社が所有しており、広島市の所有になっていないため、公立大学法人広島市立大学の定款には、広島市が出資する資産には含まれていない。

広島市立大学が法人化された後、未利用地はどのように取り扱われることになるのか広島市立大学の担当部署にヒアリングしたところ、明確な結論は出ていないとのことであった。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 監査の意見

ア 広島平和研究所の設置

「広島平和研究所(仮称)基本構想」(平成10年2月)(以下「基本構想」という。)では次のような記述が行われている。

「本研究所は現在、平成10年4月の設置を目標としている。しかし、本学の敷地内に恒久的な施設を整備することは設置予定の期日までには間に合わない。したがって、暫定的に市内中心部の民間ビル等の一部を借り上げて開所し、本学敷地内の恒久施設の完成を待って移転することとする。」

大学院開学に間に合わせるため、暫定的に広島市中心部(広島三井ビル)に開設したことはやむを得ないこととして理解できる。その後、研究員が増加し「基本構想」に掲げられている研究員16人の研究室を確保することが困難になり、平成16年7月に現在の大手

町平和ビルに移転している。

担当部署へのヒアリングによれば、「基本構想」で示されている恒久施設の建設は、広島 市が厳しい財政状況の環境下にあり実行できなかったとのことである。

しかし、広島市立大学には「国際研究交流施設用地」4万 575.24 ㎡が未利用地として存在している。現在の大手町平和ビルの利用面積は 1,318.36 ㎡ (賃借部分 776.94 ㎡、広島市所有部分 541.42 ㎡)であり、恒久施設を建設するには十分な敷地が確保されている。土地取得は、広島市土地開発公社により、すでに先行取得されており、恒久的施設建設意思決定に際しては、土地取得価額は無関連原価になる。管理会計でいう埋没原価(Sunk Cost)になる。

注:埋没原価(Sunk Cost)とは、意思決定にとって関係のない原価をいう。(櫻井通晴著「経営原価計算論」523ページ)

一方、広島平和研究所が賃借したことにより平成 2 0 年度までに支出した賃借料は 3 億 3,115 万円になる。大手町平和ビルは一部広島市所有部分 (541.42 ㎡) があり、同研究所が利用せず、この部分の賃貸を行っているとすれば賃借料を獲得することができたはずである。同研究所が利用したことにより広島市は収益獲得を逸しており、この逸失利益は原価が生じたと同様に考えることができる。同研究所が賃借している部分 (776.94 ㎡)と同額で賃貸した場合、月額 156 万円、年額 1,882 万円の賃貸料を獲得できたはずである。この逸失賃料は管理会計でいう機会原価 (Opportunity Cost) になる。5 年間では 8,469 万円の機会原価が生じていることになる。

注:機会原価(Opportunity Cost)とは、諸代替案のうち一つを受け入れ他を断念した 結果失われる利益のことをいう。(櫻井通晴著「経営原価計算論」521 ページ)

開設後支出した賃料 3 億 3,115 万円と機会原価 8,469 万円の合計額 4 億 1,584 万円が、 賃借したことにより生じた原価になる。なお、共益費は建物の維持費用と考えられるため、 これまで支出した共益費 1 億 788 万円は含めていない。

恒久的施設を建設した場合の原価を広島市立大学学部棟の平均建設原価で計算すると、5 億 1,547 万円になる。今後も賃借を継続した場合には、賃借した原価が建設原価を上回る ことになる。財政的要因から賃借したことが、財政を圧迫する要因になる可能性がある。

39 万 1 千円/m²(学部棟平均建設原価) \times 1,318.36 m²(利用面積) = 5 億 1,547 万円注:計算結果の端数は切り捨てている。

平成6年9月には、学内に国際平和研究所(仮称)設置のためのワーキング・グループを設置しており、意思決定を迅速に行っていれば「基本構想」は平成10年2月以前に作成可能であったはずであり、広島市に財政的余裕があれば、大学開設当初から「国際研究交流施設用地」に建設することは可能であったはずである。

今後も広島平和研究所を現在の場所に設置している場合、結果として広島市の財政を圧 迫させる要因になると考えられる。広島平和研究所は、「国際研究交流施設用地」に恒久施 設を建設し移転させることが好ましいと考える。

イ 未利用地の存在

前述の「国際研究交流施設用地」4 万 575.24 m²と「多目的広場用地」3 万 5.819.36 m²、

合計 7万 6,394.60 ㎡が平成 6 年 4 月の開学以来、未利用のままになっている。この未利用地は広島市土地開発公社が所有しており、同公社における帳簿価額は 50 億 3,724 万円(うち用地費 43 億 2,225 万円、支払利息 7 億 1,499 万円)になっている。

広島市立大学の設置は利益獲得を目的にしているわけではなく、設置目的を達成することが重要であり、取得した土地は設置目的に沿った利用が行われることが必要である。開学に際し、両用地は広島市立大学に必要な土地として取得されたにもかかわらず、15年以上利用されていないことが問題である。平成21年2月に公表された「土地開発公社の長期保有地に関する取扱方針について」では、「平成22年度の市立大学の法人化を踏まえて、その取扱いを引き続き検討する。」とされているにすぎない。

十分には利用しておらず今後の具体的利用方法も示されていないため、第三者に売却することも一案として考えられる。しかし、この未利用地を売却した場合には、30億円以上の売却損が生じる可能性が高い。広島市が広島市土地開発公社に無利息貸付けを行い、負担した結果になっている利息を含めるとさらに多額な損失が生じることになる。売却をした場合、過去に投下した資金が何ら便益を生まないうちに消失してしまうことになってしまう。広島市立大学にとっては、隣接地が利用できないことになり、将来の大学運営に支障が生じる可能性もある。したがって、未利用地を売却することは現実的ではなく、賛成することはできない。

現在、広島市立大学は公立大学法人化が予定されているが、この未利用地は出資の対象になっていない。広島市立大学の担当部署にヒアリングしたところ、公立大学法人化後はどのような取扱いになるのか決定されていないとのことであった。現在この未利用地は、広島市が広島市土地開発公社から無償で貸与を受け、広島市立大学がその土地の一部を利用している状況にある。法人化後は、広島市が広島市土地開発公社から無償で貸与を受け、広島市立大学に無償で転貸することも想定される。

しかし、広島市が広島市立大学に不動産を無償で貸与することが認められるのであれば、 すべての広島市立大学の不動産を無償で貸与すれば良いということになり、法人化に際し て不動産を時価で出資する方針と矛盾することになる。

広島市立大学の担当部署にヒアリングしたところ、広島市が広島市土地開発公社から再取得することができないのは、広島市の厳しい財政状況が要因の一つになっているとのことであった。これでは、広島市の財政状況が大きく改善するまでは再取得できないことになってしまう。

ところで、広島市土地開発公社の土地を連結決算の観点から考えた場合、広島市土地開発公社は広島市の一部門として位置づけられることになり、同公社が所有している土地は、広島市グループが所有していることになる。したがって、広島市が広島市土地開発公社に行っている貸付金は、同公社で計上されている借入金と相殺消去されることになり、連結決算の観点からは、結果として広島市立大学の未利用地の資金調達は広島市が行っていることになる。

公立大学法人化した広島市立大学に、不動産を無償貸与するという歪な状況が生じる可能性を排除するためには、早急に広島市が再取得を行い広島市立大学に出資をすることが必要と考える。その後、大学用地の利用方法については広島市立大学が主体となって検討

することが好ましいと考える。